　　訪問介護における生活援助中心型サービスに係る居宅サービス計画の届出について

　このことについて、10月から介護支援専門員は訪問介護（生活援助中心）サービスの提供回数が一定回数を超える場合には翌月末日までに市町に対し当該居宅サービス計画を届け出ることとなります。

対象となる居宅介護サービス計画

　　　平成30年10月以降に作成又は変更した居宅介護サービス計画のうち「厚生労働大臣が定

　　める回数及び訪問介護」（平成30年厚労省告示第218号）に定められた回数を超える提供回

　　数を位置づけた居宅介護サービス計画。

　　　具体的には要介護区分に応じて、1月あたり以下の回数になります。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 要介護１ | 要介護２ | 要介護３ | 要介護４ | 要介護５ |
| 27回 | 34回 | 43回 | 38回 | 31回 |

根拠条文

　　　「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」（平成11年厚労省令第38号）

　　第13条第18号の2

想定される対応

　　　※当該届出については「介護保険法施行規則」第140条の72の2に基づく地域ケア会議に

　　おける検討事項となるため、地域ケア会議において必要に応じて検討することとなります。

適用期日

　　　平成30年10月1日から。

　　　届出に関しては作成の翌月末日までと規定されているため、実際に御提出いただくのは

　　平成30年11月末頃からとなります。

届出が必要なとき

　　　以下の場合、届出が必要です。

　　・新規に居宅サービス計画を作成し、基準回数を超えた場合。

　　・要介護更新認定後、初回の居宅サービス計画を作成し、基準回数を超えた場合。

　　・要介護度の変更に伴い、訪問回数が基準回数を超えた場合。

　　・居宅サービス計画を変更し、訪問回数が基準回数を超えた場合。

　　・居宅サービス計画を作成し、訪問回数が基準回数を超えたため届出を行って承認されたが、

　　　その後さらに訪問回数が増加することとなった場合。

　　・その他届出が必要とされる場合。